## 会議報告



## 国際監査・保証基準審議 会(IAASB)会議報告 (第98回会議)

JICPAリサーチラボ研究員 国際監査・保証基準審議会テクニカル・

国際監查·保証基準審議会(IAASB: International Auditing and Assurance Standards Board)の第98 回会議が、2018年9月17日から21日まで ニューヨークで開催された。

日本からは、日本公認会計士協会より 甲斐幸子(テクニカル・アドバイザー)が 参加した。以下、会議の概要を報告す る。

#### 公開草案の承認-ISRS4400 (合意された手続業務)

IAASBは、2017年9月にプロジェクト・ プロポーザルを承認し、ISRS4400「合意 された手続業務」の改訂に係るプロジェ クトを開始した。プロジェクトでは、クラリティ 起草方針に基づく書換えのほか、以下の 表 1 「ISRS4400の主な改訂点 | に記載 した事項を含めた、基準の現代化のため の改訂の検討が行われている。

#### 表 1:ISRS4400の主な改訂点

- 基準の適用対象を非財務情報にも拡 大
- 合意された手続業務における職業的 専門家としての判断の役割の明瞭化
- 専門家の利用に関する要求事項の導入
- 実施結果報告書の記載内容
- 独立性に関する記述の改訂(以下

「(1) 実施結果報告書における独立性 の記述」参照)

#### ▶ 利用制限:

◆ 現行のISRS4400は、実施結果 報告書の利用は実施する手続に同 意した者に制限される旨の記載を 求めていたが、実施結果報告書の 目的及び他の目的には適合しない 場合がある旨の記載を求めることに 変更

今回行われた主な議論の内容は、下 記のとおりである。

#### (1) 実施結果報告書における独 立性の記述

タスクフォースから、実施結果報告書 において、独立性に関して以下の記載を 求めることが提案された。

- ① 業務実施者が独立性に関する要求 事項を含む職業倫理規程に従って独 立している場合、職業倫理規程に従っ て企業から独立しており、当該要求事 項に従ってその他の倫理上の責任を 果たした旨。
- ② 業務実施者が独立しておらず、職業 倫理規程において独立性が要求され ていない場合、職業倫理規程には独 立性に関する要求事項が含まれておら

ず、業務実施者は、企業から独立していない旨、また、業務実施者は、職業 倫理規程に従ってその他の倫理上の 責任を果たした旨。

上記の提案に対して、例えば、以下の 意見があった。

- ・ 合意された手続業務において業務 実施者が独立している場合には、①で 扱われている職業倫理規程において 独立性が求められている場合」のほか、 業務契約書において独立性を要求さ れる場合や、その他の理由で独立して いることが判断できる場合(例えば、業 務実施者が当該企業の監査人でもあ る場合)もあるため、これらの状況につ いても扱うことが必要である。また、こ れらの状況の場合、職業倫理規程は 合意された手続業務における独立性 を扱っていないため、単に「職業倫理 規程に従って独立している」と記載す ることはできない。
- ②の場合において、「独立していない」と記載するためには、独立しているかどうかの評価を行わなければならないが、職業倫理規程が独立性を要求していなければ、業務実施者は通常そのような判断を行わない。

そこで、以下のとおり変更することになった。

#### 要求事項

実施結果報告書において、以下の記載を 要求する。

- ① 独立性に関する、以下のいずれかの記述
  - ・ 職業倫理規程、業務契約書又はその他の理由により独立性が求められる場合、業務実施者は独立している 旨及び準拠した独立性の基準(basis therefor)(第30項(f)(i))
  - 職業倫理規程、業務契約書又はそ

の他の理由により独立性が求められ ていない場合、以下のいずれかの記述

- a. 業務実施者は、独立していること が求められていない旨(第30項(f) (ii)a)
- b. 業務実施者が独立していると判断している場合、その旨及び準拠した独立性の基準(第30項(f)(ii)b)
- ② 業務実施者が独立していないことに 気付いている場合、独立していない旨 (第30項(8))

#### 適用指針

以下を説明する。

- ・ 第30項(f)(ii)b:職業倫理規程が独立性の判断を要求していないが、業務実施者が独立していることを判断できる場合には、例えば、業務実施者が当該企業の監査人である場合が挙げられること(A40項)
- ・ 第30項(8): 職業倫理規程は独立性の 判断を要求していないが、業務実施者 が独立していないことを判断できる場合 には、例えば、当該企業に対して、以前 に保証業務契約の新規の締結を検討し たことがあり、その際に、独立していない と判断した場合が挙げられること(A41 項)

#### (2) 公開草案の承認審議

出席メンバー17名のうち、賛成16名、 反対1名で公開草案が承認された。反対票を投じたメンバーは、第30項(f)(ii)aの状況において、「業務実施者は、独立していることが求められていない」旨のみが実施結果報告書に記載されると、報告書の利用者には、業務実施者が独立しているかどうかの情報は提供されず、かえって誤解を招くため、公共の利益に資さないことを反対票理由に挙げた。公開草案は、2018年11月15日に公表されている(コメント期限:2019年3月15日)<sup>2</sup>。

## 2 公開草案に向けた検討ー品質 管理

IAASBは、2016年12月にプロジェクト・プロポーザルを承認し、品質管理に関するプロジェクトを開始している。プロジェクトでは、ISQC1「監査事務所における品質管理」の厳格性と柔軟性の確保のため、クオリティ・マネジメント・アプローチ(QMA)をISQC1に組み込むことが検討されている。今回の会議では、ISQC1及びISA220「監査業務の品質管理」の改訂ドラフト、並びにISQC2「審査」(審査について扱う新規の品質管理基準)のドラフトが提示され、議論が行われた。主な議論は、以下のとおりである。

#### (1) **ISQC 1**

#### ① 基準の名称

クオリティ・マネジメント・アプローチの組み込みにより、ISQC1では、品質リスクのマネジメントが扱われるようになる。そこで、改訂の趣旨を反映するため、品質管理基準の名称を、現在の"International Standard on Quality Control(ISQC)"から、"International Standard on Quality Management (ISQM)"に変更するかどうか議論された。議論の結果、"International Standard on Quality Management (ISQM)"に変更し、公開草案において、変更により生じる不利益等についてコメントを求めることになった。

#### ② 適用の柔軟性の確保

タスクフォースが提示した改訂ドラフト に対する全体的な意見として、複数のメンバーから、基準が長く複雑になっており、 特に小規模事務所の場合、基準が及ぼ す影響を分析し事務所の品質管理システムに反映するために時間を要すること が想定される等、適用の柔軟性が十分 に確保されていないとの指摘があった。 そこで、今後の公開草案化に向けて、重 複した記述の見直し等により基準をなる べくシンプルにする方向で検討を進める ことになった。また、タスクフォースから、 基準の適用を支援するため、基準の適用 の事例及びQ&Aのドラフトが提示され た。これらの文書は有益との意見が多く、 公開草案の公表後に、公表する方向で 検討を進めることになった。

#### ③ 公共の利益

タスクフォースから、序説において、「財 務諸表監査及びレビュー、その他の保証 並びに関連サービス業務は、公共の利益 のために実施される(Audits or reviews of financial statements. or other assurance or related services engagements are performed in the public interest)。」という記述を含めることが 提案された(第3項)。これに対して、「業 務実施者は、職業倫理規程に従って公 共の利益に対する責任を果たす必要は あるが、全ての業務が公共の利益のため に実施されるものではないため、記述を 見直す必要がある。」というコメントがあっ た。一方で、一部メンバー(PIOBメン バー含む。)からは、「公共の利益の概念 は重要なので、序説だけにではなく、目的 にも記載すべき」という意見があった。議 論の結果、序説には記述を見直した上で 記載するが、目的には記載せず、公開草 案の説明覚書において、目的においても 公共の利益について記載すべきか意見 を求めることになった。

#### ④ 外部の利害関係者とのコミュニ ケーション

タスクフォースから、監査事務所に対 し、外部の利害関係者に対する、事務所 の品質マネジメントシステムに関する情 報のコミュニケーションについて扱う方針 又は手続の設定の際に、以下を考慮する

ことを求めることが提案された(第45項 (b))。

- 該当する場合、法令又は職業専門 家としての基準におけるコミュニケー ションに関する要求事項
- 事務所の関連する利害関係者(事 務所の関連する利害関係者が事務所 の品質マネジメントシステムに関する情 報を利用する程度を含む。)
- 事務所が実施する業務の性質及び 業務提供先企業の種類

また、関連する適用指針において、外 部の利害関係者に対するコミュニケー ションの例として、ウェブサイトや透明性 報告書等を通じたコミュニケーションのほ か、特定の利害関係者との直接のコミュ ニケーションが例示されている(A126 項)。

これに対して、メンバーから、法令等で 利害関係者とのコミュニケーションが要求 されていない状況において、当該要求事 項を実務上どのように適用すればよいか 不明瞭であるとの意見があった。一方、 利害関係者とのコミュニケーションは重要 なので、コミュニケーションをより強く奨励 する記載とすべきとの意見もあり、タスク フォースでさらに検討を進めることになっ た。

#### (2) ISQC 2

#### ① ISQC1とISQC2の関係(基準の 構成)

タスクフォースからは、ISQC1におい ては、審査対象の業務の選定、審査担当 者の選任、ISQC2に基づき審査を実施 する審査担当者の責任、及び業務執行 責任者の審査に対する責任等に関する 方針又は手続の設定に関する、事務所 に対する要求事項を扱い、ISQC2にお いては、事務所が適用すべき審査担当者 の適格性の具体的な要件及び審査担当 者の審査の実施に対する責任に関する 要求事項を扱うことが提案された。

これに対して、ISQCIにおける審査 に関する記述が多くなり、品質リスクに対 する他の対応に関する記述の量と比して バランスが悪いこと、また、同じ項目(例え ば、審査担当者の適格性) に関しては ISQC1とISQC2の双方に記載があり 読みづらいといった意見があった。そこ で、ISQC1では、ISQC2に従って審査 を実施すること、及び、審査対象の業務 の選定に関する方針又は手続の設定に 関する事務所に対する要求事項のみを 扱い、それ以外はISQC2で扱うことに なった。

#### ② 審査対象の業務の選定

タスクフォースから、以下について審査 を要求することが提案された。

- (i) 上場企業及びその他の重要な社会 的な影響を有する(significant public interest)企業に対する監査
- (ii) 法令により審査が要求されている業 務
- (iii) 審査の実施が品質リスクへの適切 な対応であると事務所が決定したその 他の業務

これに対して、(i)の「重要な社会的な 影響を有する企業」は、(iii)に内包される 性質のものであり、要求事項として上記 のように2つに区分されると実務上の適 用が困難との意見があった。一方、現行 の上場企業の監査に加え、重要な社会 的な影響を有する企業に対する監査に 審査を義務付けることは、公共の利益の 視点から重要な基準の強化であり、(iii)と は別とするべきとの意見もあり、引き続き 検討することになった。

#### (3) ISA220

#### ① 目的

タスクフォースからは、現行どおり、職 業専門家としての基準及び適用される 法令等の遵守及び状況に応じた適切な 報告書の発行について目的で言及することが提案されたが、メンバーから、公共の利益や監査人の重要な判断及び到達した結論の適切性についても言及してはどうかとの意見があり、ISQC1の目的の議論と合わせて検討することになった。

## ② 「十分かつ適切 (sufficiently and appropriately)」の表現

タスクフォースから、監査責任者の監 査業務への関与に関する要求事項(第 8項及び第23A項)において、「…監査 責任者は、監査業務を通じて十分かつ適 切に関与し、行われた重要な判断及び到 達した結論が、当該監査業務の性質や 状況において適切であると決定するため の基礎を得なければならない。」という表 現を使うことが提案された。これに対して、 「十分かつ適切」の表現は、監査証拠の 入手及び評価の局面でのみ使用すべき であり、当該要求事項で使用するのは適 切でないとの意見があった。一方で、監 査責任者の監査業務への関与に関して は、ISA220の改訂における強化の重要 な点であり、当該表現を使用するべきと の意見も多く、次回2018年12月の審議ド ラフトでは、タスクフォースの提案どおり、 「十分かつ適切」を使用する方向で検討 することになった。

## 3 その他

今回の会議では、上記のほか、主に以 下に関する議論が行われた。

# (1) 新しい外部報告 (Emerging Forms of External Reporting (EER))

EERとは、統合報告、サステナビリティ報告書等、投資家その他ステークホルダーに対して非財務情報を含めて開示する新たな企業報告の形のことをいう。IAASBは、2017年10月にプロジェクト・

プロポーザルを承認し、EERに対する ISAE3000(改訂)「財務情報の監査及 びレビュー以外の保証業務に関する基準」の適用に関連した規範性のないガイ ダンス文書の策定を開始している。ガイ ダンス文書では、IAASBが2016年8月に公表したディスカッション・ペーパー「新しい外部報告への信頼性の確保:保証業務に対する10の重要課題」に記載された10個の課題について扱う予定である。プロジェクトの第1段階として、2018年において、6個の課題に関するガイダンス文書のドラフトを策定し、公開草案化することで検討を進めている(表2「EERプロジェクトで扱う10個の課題」を参照)。

今回の会議では、タスクフォースから、ガイダンス文書の第1次ドラフトが提示され、議論が行われた。メンバーからは、ガイダンス文書が全体として長く読みづらいため、構成を再検討することが提案された。また、一部の記述はISAE3000の内容を超えているようにみえるとの意見もあり、ISAE3000との整合性や表現(「…しなければならない」の使い方等)について、タスクフォースでさらに検討を進めることになった。

また、プロジェクトの名称"Emerging Forms of External Reporting (EER)"について、既に様々な企業が EER報告を行っている現在の状況において、ガイダンス文書で"Emerging"という表現を使用するのは適切ではないという意見が多く、プロジェクトの名称を「拡張された外部報告(Extended Exter-

nal Reporting:EER)」に変更する方向で検討することになった。

#### (2) 複雑でない企業の監査 (Audits of Less Complex Entities)

IAASBは、ビジネス環境の複雑化や様々な利害関係者からの要請に対応するためISAの改訂を続けており、ISAは長く複雑化する傾向にある。その結果、複雑でない企業の監査に対するISAの適用に問題が生じているとの指摘がある。そこで、複雑でない企業の監査に対するISAの適用上の問題や当該問題に対処するために取りうるアクションについて模索するプロジェクトを行うことが提案され、プロジェクト・プロポーザルの審議が行われた。

プロジェクト・プロポーザルでは、2019 年3月に、複雑でない企業の監査に対す るISAの適用上の問題や当該問題に対 処するために取りうるアクションについて 意見募集を行うディスカッション・ペーパー を承認し、ディスカッション・ペーパーに対 するコメントを受けて、2019年9月に、作 業グループが、今後の対応について IAASBに提言を行うことが提案されて いた。これに対し、複雑でない企業の監 査におけるISAの適用上の問題は、時間 をかけて十分に検討することが必要な戦 略的に重要な課題であり、本プロジェクト は、その最初の段階としてのリサーチの 性質を有するが、プロジェクト・プロポー ザルはその点が十分に反映されていない との指摘があった。そこで、プロジェクト・

表 2:EERプロジェクトで扱う10個の課題

| 第 1 段階 (2018年)      | 第 2 段階 (2019年以降)     |
|---------------------|----------------------|
| 規準の適合性              | 保証報告書の形式             |
| 重要性                 | EER保証業務の範囲の決定        |
| アサーションの設定           | 職業的懐疑心及び職業的専門家としての判断 |
| ガバナンス及び内部統制プロセスの成熟度 | 業務実施者の適性             |
| 記述的情報/将来志向の情報       |                      |

プロポーザルの記載内容を見直すことに なった。ただし、プロジェクトを開始するこ と自体に関してはメンバーから賛同の意 見があり、また、早急に開始すべきとの意 見もあったため、プロジェクトを開始するこ とになった。

#### <注>

- 1 一部の国では(例えば米国)、合意さ れた手続業務を実施する場合にも業務 実施者の独立性が要求されている。
- 2 公開草案は、IAASBウェブサイトから 入手可能である。

https://www.ifac.org/publications-

resources/proposed-internationalstandard-related-services-4400revised-agreed-upon